

万鳥取県公報

平成14年3月29日(金) 号外第40号

每週火 金曜日発行

次 目

条	例	鳥取県保健所条例の一部を改正する条例(21)(福祉保健課)	3
		鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (22)(障害福祉課)	5
		鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部を改正する条例 (23)(")	7
		鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(24)	
		(長寿社会課)	8
		鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県精神保健福祉	
		審議会条例の一部を改正する条例 (25)(健康対策課)	9
		鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例(26)	
		(男女共同参画推進課)	10
		鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の一部を改正する条例 (27)(県民生活課)	11
		鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部を改正する条例(28)(*)	12
		鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例(29)(住宅環境課)	12
		鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例(30)(")	13

----- 公布された条例のあらまし ----

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

1 鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。(第2条関係)

名 称	位置	所管区域
鳥取県日野保健所	日野町	日野郡

- 2 鳥取県米子保健所根雨支所を廃止することとした。(第3条関係)
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 鳥取県結核診査協議会条例及び鳥取県感染症診査協議会条例について、所要の改正を行うこととし た。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

1 乳幼児に係る医療費の助成対象を次のとおり改めることとした。(別表関係)

区分	改正後	現 行	
入院医療費	小学校就学の始期に達す るまでの間にある者	4歳未満の者	
通院医療費	4歳未満の者	3 歳未満の者	

- 2 ひとり親家庭に係る医療費の助成対象に父子を加えることとした。(別表関係)
- 3 精神障害者に係る医療費の助成の要件及び範囲を身体障害者及び知的障害者と同様とすることとした。 (第2条、第3条、別表関係)
- 4 施行期日等
- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部を改正する条例

- 1 助成の対象となる小規模作業所に難病患者を通所させる小規模作業所を加えることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立智頭心和苑及び鳥取県立日南石霞苑を廃止することとした。(第2条、第5条、第8条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県精神保健福祉審議会条例の一部を 改正する条例

- 1 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 鳥取県立精神保健福祉センターの業務に次の業務を加えることとした。(第3条関係)
 - (1) 鳥取県精神医療審査会の事務
- (2) 通院医療の公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関する事務の うち専門的な知識及び技術を必要とするもの
- 2 鳥取県精神保健福祉審議会条例の一部改正

鳥取県精神保健福祉審議会の通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会を廃止することとした。(第4条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の失効日を平成15年 3月31日 (現行 平成14年 3月 31日)とすることとした。(附則関係)
- 2 小規模事業主に雇用される労働者について育児休業の制度に準ずる措置が講じられている場合であって、 当該労働者が当該措置に係る休業の終了後速やかに職場に復帰したときについても、当該育児休業に係る 代替要員を雇用した小規模事業主に対し、補助金を交付することとした。(第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の一部を改正する条例

1 ふぐ処理師調理師試験委員に委嘱することができる者に学識経験のある者を加えることとした。(第2

条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部を改正する条例

- 1 クリーニング師試験委員に委嘱することができる者に学識経験者を加えることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例

- 1 優良木造住宅の要件を優良な木材として知事が認めるもの(現行 県内で製材加工された木材)の使用 割合が50パーセント以上であることとすることとした。(第2条関係)
- 2 補助金の交付の要件から住宅金融公庫からの資金の借受けを除くこととした。(第3条関係)
- **3** 補助金の額を **1**戸につき60万円(現行 30万円)とすることとした。(第**4**条関係)
- 4 鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の失効日を平成17年3月31日(現行 平成15年3月31日)とする こととした。(附則関係)
- 5 施行期日等
- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

- 1 知事は、鳥取県被災者住宅再建支援基金の管理及び処分の状況を、毎年度、参加市町村に報告すること とした。(新第10条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第21号

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

前

改 正

(名称、位置及び所管区域)

りとする。

	名	称	位置	所管区域
	略			
	鳥取県	半子	米子市	米子市、境港市 <u>及び西伯</u>
	保健所	f		型
Ì	鳥取県	日野	日野町	日野郡
	保健所			

(名称、位置及び所管区域)

改

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとお │第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとお りとする。

正

名 称	位置	所管区域
略		
鳥取県米子	米子市	米子市、境港市 <u>、西伯郡</u>
保健所		<u> 及び日野郡</u>

(支所)

- 保健所に郡家支所を設置する。
- 2 郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおり とする。

名 称	位置	所管区域
鳥取県鳥取	八頭郡	八頭郡
保健所郡家	郡家町	
支所		

(支所)

- 第3条 地域保健法第12条の規定に基づき、鳥取県鳥取 │第3条 地域保健法第12条の規定に基づき、鳥取県鳥取 保健所に郡家支所を、鳥取県米子保健所に根雨支所を
 - 2 郡家支所及び根雨支所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。

名 称	位置	所管区域
鳥取県鳥取	八頭郡	八頭郡
保健所郡家	郡家町	
支所		
鳥取県米子	日野郡	日野郡
保健所根雨	日野町	
支所		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(鳥取県結核診査協議会条例の一部改正)

2 鳥取県結核診査協議会条例(昭和26年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。

名 称	関係保健所
鳥取県鳥取保健所結核診 査協議会	鳥取県鳥取保健所
鳥取県倉吉保健所結核診 査協議会	鳥取県倉吉保健所
<u>鳥取県米子・日野保健所</u> 結核診査協議会	鳥取県米子保健所及び 鳥取県日野保健所

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。

名 称	関係保健所
鳥取県鳥取保健所結核診 査協議会	鳥取保健所
鳥取県倉吉保健所結核診 査協議会	<u> </u>
鳥取県米子保健所結核診 査協議会	米子保健所

(鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正)

3 鳥取県感染症診査協議会条例(平成11年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正	後			改	正	前	
名称) 2条 協議会の名称は、次の	(名称) 第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。						
名 称	関係保健所		名	称		関係保健所	
 略			略				
鳥取県西部感染症診査協 議会	鳥取県米子保健所 <u>及び</u> 鳥取県日野保健所		鳥取県西部慰議会	染症診る	 協	鳥取県米子保健所	

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3 月29日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県条例第22号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会 保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担 することとなる費用をいう。	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会 保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担 することとなる費用(別表第3号に掲げる者が、病院 又は診療所(以下「病院等」という。)に入院してい る場合にあっては入院時の食事療養に係る費用を除き、 病院等に通院している場合にあっては精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第32条第1項に規定する精神障害の医療に要する費用 に限る。)をいう。
(助成) 第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法	(助成) 第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法

(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 を除く。) の医療費のうち被保険者等負担金について 助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要す る経費について補助金を交付する。

- 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合 算額とする。
- (1) 別表第6号に掲げる者のうち2歳以上3歳未満 の者(病院又は診療所(以下「病院等」という。) に入院している者を除く。) に係る被保険者等負担 金の助成に要する経費の額(その額が被保険者等負 担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除し た額の2分の1に相当する額(以下「補助限度額」 という。)を超えるときは、補助限度額)
- (2) 別表第4号から第6号までに掲げる者(前号に 規定する者を除く。) に係る被保険者等負担金の助 成に要する経費の額の2分の1に相当する額(その 額が補助限度額を超えるときは、補助限度額)
- (3) 前2号に規定する者以外の者に係る被保険者等 負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当す る額

3~9 略

別表(第2条、第3条関係)

- (1)及び(2)略
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により交 付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程 度が1級である者として記載されている者
- (5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第5条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同 項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第 224号) 第1条中「女子」とあるのは「男子」と、 同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた 場合における同項に規定する配偶者のない男子で現 に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者をいう。以下同じ。) を扶養している もののうち規則で定めるもの<u>並びにこれらの者</u>が扶 養している児童
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者 <u>(4歳</u>以上の者にあっては、病院等に入院している 者に限る。)

(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 及び同表第3号に掲げる者のうち病院等に入院してい <u>るもので老人保健法の規定による医療を受けるもの</u>を 除く。) の医療費のうち被保険者等負担金について助 成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する 経費について補助金を交付する。

- 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合 算額とする。
 - (1) 別表第6号に掲げる者のうち2歳以上3歳未満 の者(病院等に入院している者を除く。)に係る被 保険者等負担金の助成に要する経費の額 (その額が 被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当す る額を控除した額の2分の1に相当する額(以下 「補助限度額」という。)を超えるときは、補助限 度額)
 - (2) 別表第3号に掲げる者のうち病院等に入院して いるもの及び同表第4号から第6号までに掲げる者 (前号に規定する者を除く。)に係る被保険者等負 担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する 額(その額が補助限度額を超えるときは、補助限度 額)
 - (3) 前2号に規定する者以外の者に係る被保険者等 負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当す る額

3~9 略

別表(第2条、第3条関係)

(1)及び(2)略

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45 条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健 福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記 載されている者で規則で定めるもの
- (5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児 童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの のうち規則で定めるもの及びその者が扶養している 児童
- (6) 4歳未満の者(3歳以上の者にあっては、病院 等に入院している者に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年 **4**月 **1**日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成に ついて適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第23号

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例(平成12年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改 正 改 正 後 前

(目的)

び設備の整備に要する経費を助成することにより、在 宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の 社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「障害者等」とは、身体障害 者、知的障害者若しくは精神障害者又は難病として知 事が指定する疾患にり患している者をいう。
- 2 この条例において「小規模作業所」とは、<u>障害者等</u> を通所させ、<u>障害者等</u>の能力に応じた作業訓練、生活 指導等を行う施設(市町村が運営するものを除く。) であって、知事が別に定める基準により運営されるも のをいう。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。

(目的)

第1条 この条例は、小規模作業所の運営並びに施設及 │第1条 この条例は、小規模作業所の運営並びに施設及 び設備の整備に要する経費を助成することにより、在 宅障害者の活動の場を確保し、もって障害者の社会参 加を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害者、 知的障害者又は精神障害者をいう。
- 2 この条例において「小規模作業所」とは、障害者を 通所させ、 障害者の能力に応じた作業訓練、生活指導 等を行う施設(市町村が運営するものを除く。)であっ て、知事が別に定める基準により運営されるものをい う。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2 条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の 日以後に交付決定する新条例第3条第1項の運営費補助金及び同条第2項の整備費補助金について適用し、同 日前に交付決定された改正前の鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例第3条第1項の運営費補助金及び同条 第2項の整備費補助金については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第24号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種 別	名 称	位 置
略		
特別養護老人ホーム	略 鳥取県立皆生み どり苑	米子市
略		

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

正

前

孕

種	別	名 称	位 置				
略							
		略					
	特別養護老人ホーム	鳥取県立皆生み	米子市				
性则养生		どり苑					
1		鳥取県立智頭心	八頭郡				
ホーム		和苑	智頭町				
		鳥取県立日南石	日野郡				
		鳥取県立日南石 霞苑	日野郡 日南町				

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第5条 鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巌城はごろも苑 及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、介護保 険法(平成9年法律第123号)第48条第2項第1号の 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及 び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定 した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉 法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号の措 置による利用については、この限りでない。

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第5条 鳥取県立西伯有楽苑、鳥取県立三津白寿苑、鳥 取県立巌城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑、鳥取 県立智頭心和苑及び鳥取県立日南石霞苑の利用につい ては、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第 2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定し た費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただ し、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1 項第2号の措置による利用については、この限りでな l1.

(管理の委託)

第8条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する │第8条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する 事務を次のとおり委託する。

(管理の委託)

事務を次のとおり委託する。

種別	名 称	委託先	委託事務
略			
特別養	略	社会福祉	施設設備の保
符別食「 護老人	鳥取県立皆	法人鳥取	全及び入所者
	生みどり苑	県厚生事	の養護に関す
ホーム		業団	る事務
略			

7.E.D.I	- 1	T+14	エナイキック		
種別	名 称	委託先	委託事務		
略					
	略	社会福祉			
	鳥取県立皆	法人鳥取			
特別養	生みどり苑	県厚生事	施設設備の保		
村別食 護老人		業団	全及び入所者		
護石人 ホーム	鳥取県立智	八頭郡智	の養護に関す		
ホーム	頭心和苑	頭町	る事務		
	鳥取県立日	日野郡日			
	南石霞苑	南町			
略					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年 **4**月 **1**日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の鳥取県立智頭心和苑又は鳥取県立日南石霞苑の利用に係る使用料の徴収については、な お従前の例による。

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県精神保健福祉審議会条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第25号

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県精神保健福祉審議会条例の一部を 改正する条例

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

改 正 後 改 正 前 (目的) (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第1項及び精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」と <u>いう。</u>) 第6条第1項の規定に基づき、鳥取県立精 神保健福祉センターの設置及びその管理に関する事項 について定めることを目的とする。

第244条の2第1項及び精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律(昭和25年法律第123号) 第6条第1項 の規定に基づき、鳥取県立精神保健福祉センターの設 置及びその管理に関する事項について定めることを目 的とする。

(業務)
 第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。
 (1)~(3)略
 (4)鳥取県精神医療審査会の事務
 (5)法第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
 (6)略
 (4)略
 (5)略

(鳥取県精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県精神保健福祉審議会条例(昭和40年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場 合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削 る。

	改	正	後	改 正 前
(雑則)				(部会) 第4条 審議会に、法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する必要な事項を審議させるため、通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会(以下「部会」という。)を置く。 2 部会は、精神障害者の医療に関する事業に従事する者である委員のうちから知事が指名する委員4人で組織する。 3 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。(雑則)
<u>第4条</u> 略				<u>第5条</u> 略

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第26号

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例(平成11年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 後 孙 īF

正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 │第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法 律第76号。以下「法」という。) 第2条第1号に規 定する育児休業をいう。

(3)略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、小規模事 業主に雇用される労働者が知事が別に定める期間以上 の育児休業をし、当該育児休業終了後(法第23条第1 項の規定により育児休業の制度に準ずる措置が講じら れている場合にあっては、当該措置に係る休業の終了 後)速やかに当該育児休業前の職場に復帰したときは、 当該育児休業に係る代替要員を雇用した小規模事業主 に対し、予算の範囲内で小規模事業主育児休業代替要 員確保補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

附 則

1 略

(この条例の失効)

- **2** この条例は、<u>平成15年**3**月31日</u>限り、その効力を失
- **3** 前項の規定にかかわらず、<u>平成15年**3**月31日</u>以前の 代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお 従前の例による。

(定義)

義は、当該各号に定めるところによる。

(1)略

(2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法 律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(3)略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、小規模事 業主に雇用される労働者が知事が別に定める期間以上 の育児休業をし、当該育児休業終了後速やかに当該育 児休業前の職場に復帰したときは、当該育児休業に係 る代替要員を雇用した小規模事業主に対し、予算の範 囲内で小規模事業主育児休業代替要員確保補助金(以 下「補助金」という。)を交付する。

附則

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、<u>平成14年3月31日</u>限り、その効力を失
- 3 前項の規定にかかわらず、<u>平成14年3月31日</u>以前の 代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお 従前の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3条の改正は、平成14年4月1日から施行 する。

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 菙 博

鳥取県条例第27号

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の一部を改正する条例

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第2条 略	(組織) 第 2 条 略 2 委員は、医師、ふぐ処理師又はふぐ調理師及び県の 吏員のうちから、試験の <u>つど</u> 、知事が委嘱又は任命す る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第28号

鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部を改正する条例

鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第2条 略	第2条 略
2 委員は、技術経験者 <u>学識経験者</u> 及び県の吏員のう	2 委員は、技術経験者及び県の吏員のうちから、試験
ちから、試験の <u>都度</u> 、知事が委嘱又は任命する。	の <u>つど</u> 、知事が委嘱又は任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第29号

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例(平成12年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

> 改 īF 後

正 前

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 │第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 優良木造住宅 軸組工法の木造住宅であって、 優良な木材として知事が認めるものの使用割合が50 パーセント以上であることその他知事が別に定める 建設基準に適合するものをいう。

(2)略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、優良木造 │第3条 県は、第1条の目的を達成するため、住宅金融 住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で優良木 造住宅建設資金補助金(以下「補助金」という。)を 交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1戸につき60万円とする。

附 則

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、<u>平成17年3月31日</u>限り、その効力を失
- 3 略

(定義)

- 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 優良木造住宅 軸組工法の木造住宅であって、 県内で製材加工された木材の使用割合が50パーセン ト以上であることその他知事が別に定める建設基準 に適合するものをいう。

(2)略

(補助金の交付)

公庫から資金の貸付けを受けて優良木造住宅の建設等 をした者に対し、予算の範囲内で優良木造住宅建設資 金補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1戸につき30万円とする。

附 則

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、<u>平成15年3月31日</u>限り、その効力を失
- 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月31日以前に補助金の選定結果の通知を受けた者に対する当該通知に係る補助金の交付について は、なお従前の例による。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第30号

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後

改 正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

(1)略

(2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したものその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村(第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村(同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。)をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。

(基金の処分)

第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は第11条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができる。

2 略

(参加市町村への報告)

第10条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を 参加市町村に報告するものとする。

(参加の申込み等)

<u>第11条</u> 略

(委任)

第12条 略

附 則

1 略

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

(1)略

(2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したものその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村(第10条第1項の規定による参加の申込みをした市町村(同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。)をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。

(基金の処分)

第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は次条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができる。

2 略

(参加の申込み等)

<u>第10条</u> 略

(委任)

第11条 略

附 則

1 略

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

		(5	
附則			
	N-2		
この条例は、	公布の日から施行する。		
Ī			
Ī			
Ī			
1			
1			
Ī			
Ī			
Ī			
Ī			
Ī			
Ī			
Ī			
1			
Ī			
1			
Ī			
1			
Ī			
1			
Ī			
Ī			
Ī			
1			
Ī			
Ī			
I			

16	平成14年 3 月29日	金曜日	馬	圦	枈	公	较	(
1								